

分かりやすい分別呼称について

1 概要

新ごみ減量制度が始まって4年が経過するが、10種13分別の分別呼称の一部について分かりにくい、間違いやすいといった意見があることから、一般廃棄物処理基本計画に基づきより分かりやすい分別呼称に見直し、分別誤りを減少させる。

2 分かりにくい分別呼称の現状

● 有害・危険物

人体に有害な水銀を含むものや爆発の危険性があるものを指し、次の5品目が有害・危険物に指定されている。

乾電池	蛍光管	水銀体温計	ライター	スプレー缶類
-----	-----	-------	------	--------

しかし、呼称のイメージから、割れたガラスや包丁など（正しくはいずれも「燃やさないごみ」）を有害・危険物として出されることが多い。

● プラスチック製容器包装

容器包装リサイクル法に基づき市で分別収集しているが、プラスチック製の“容器や包装”が対象であり、“製品”は対象とはなっていない。プラスチック製容器包装の判別はプ

ラマーク（）の有無で判断できるが、これが十分浸透しておらず平成24年度ごみ組成調査によると製品プラが7.9%混入している。

3 対応

● 有害・危険物

対象となる5品目を明示するかたちで、以下の3つの案から分別呼称を見直す。

案①	特定5品目（乾電池、蛍光管、水銀体温計、ライター、スプレー缶類）
案②	指定5品目（乾電池、蛍光管、水銀体温計、ライター、スプレー缶類）
案③	乾電池、蛍光管、水銀体温計、ライター、スプレー缶類

【参考 他都市の呼称】

「有害危険ごみ（さいたま市）」、「有害ごみ（千葉市）」のように複数品目をまとまりにしている政令市もあるが、「廃乾電池」、「スプレー缶類」など品目そのものを呼称としている都市が多い。

● プラスチック製容器包装

「プラスチック」という用語から勘違いしやすいといった意見があるため、目印となる「プラマーク」を強調し、以下の3つの案から分別呼称を見直す。

案①	プラマーク資源
案②	容器包装プラマーク
案③	プラマーク容器包装

【参考 他都市の呼称】

「容器包装プラスチック」、「プラスチック製容器包装」と呼称している政令市が多いが、「容器包装プラマーク（浜松市）」、「リサイクルプラ（広島市）」といった呼称も存在する。